令和８年笠間市農業委員会第１回定例総会

〔令和８年１月２８日〕

日程第１　議事録署名人の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第６　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第７　議案第５号　令和８年度笠間市農作業受委託標準額（案）について
日程第８　報告第１号　農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第９　報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について
日程第10　報告第３号　農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第11　報告第４号　農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第１　議事録署名人の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第５　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第６　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第７　議案第５号　令和８年度笠間市農作業受委託標準額（案）について
日程第８　報告第１号　農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
日程第９　報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について
日程第10　報告第３号　農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第11　報告第４号　農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出　席　委　員

１番　　深　谷　　聡　君　　１１番　　青　木　勝　照　君

２番	寺　門　　博　君	１３番	荻　津　修一郎　君
３番	込　山　祐　一　君	１４番	入　江　保　夫　君
４番	三　橋　美　香　君	１５番	園　部　孝　男　君
５番	髙　野　尚　夫　君	１６番	鈴　木　　明　君
６番	鶴　田　英　樹　君	１７番	稲野邉　茂　生　君
７番	飛　田　　稔　君	１８番	國　谷　博　隆　君
８番	大　槁　正　義　君	１９番	永　田　良　夫　君
１０番	菅　谷　賢　一　君		

欠　席　委　員

９番	髙　安　行　男　君	１２番	小　沼　　祐　君

出　席　説　明　員

農業委員会事務局長	福　嶋　　猛　君
農業委員会事務局長補佐	島　田　耕　一　君
農業委員会事務局係長	松　本　高　彦　君

午後１時３０分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君）　皆さん、こんにちは。ただいまから令和８年第１回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員17名、よって、笠間市農業委員会会議規則第６条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

本日は、公私ともどもお忙しい中、山口市長にお越しをいただいております。御挨拶を頂きたいと思います。

○市長（山口伸樹君）　皆さん、こんにちは。農業委員会の第１回定例総会ということで、御挨拶をさせていただきたいと思います。

新しい年がスタートいたしましたが、もう１か月近くたつわけでありますが、今年一年、農業委員の皆さんには、活動をよろしくお願い申し上げるとともに、我々行政としても、農業の振興に一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、いろいろな取組や課題がございますが、皆さんの御理解も得まして、この４月から農業委員会が本庁のほうに移転することになったわけでございます。遠くなる方、近くなる方、いろいろいらっしゃるかと思いますが、農業公社や、農政課があったりと、連携

の中で農業委員会や農政課に来訪する人が１か所で処理ができるというようなメリットを考えた上で移転をするということでございますので、御理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今、農地の集約ということも取り組ませていただいておりまして、去年この場でもお話しさせてもらいましたが、令和７年度として、中間管理機構での農地の集約が一番最初にスタートしてから10年たって、200ヘクタールの集約があるということでございましたが、約９割終了いたしました。今後、100％まではほぼ達成できるんじゃないかなと思いますが、またこの令和８年度から三、四年間で、100ヘクタール、そして、その次は、170ヘクタールと、常に農地の集約というものが必要になってくるわけでございます。

その点については、農業委員会の皆さんにも御協力をいただきたいと思いますし、令和８年度からは、新規の事業として、スマート農業の推進や、これまで進めてきたオーガニック農業の推進などをしっかり進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと、お手元に資料を配付させていただきましたが、これは、昨年から国が声高に言っております物価高騰対策ということで、全国の都道府県や市町村に交付金の配分がございました。笠間市には約８億円の交付金の配分がありまして、第１弾として、生活者の支援、第２弾として、裏面に事業者の支援ということで、２段階に分けて、議会の承認も得まして決定をし、第１の生活者支援については、逐次取組をスタートをさせていただいているところでございます。

生活支援者の対象は、ほとんど市役所から連絡が行くかと思いますが、事業者については、全て行くということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

農業関係では、酒米が上がって、造り酒屋の経営が圧迫されているということで、そういうものに対する支援などを組ませていただいたところでございます。

一つ一つの説明は省略させていただきますので、お時間がある中で御覧をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、年頭の挨拶に代えさせていただきたいと思います。今年もよろしくお願いします。

○議長（永田良夫君）　ありがとうございました。暫時休憩といたします。

午後１時３５分休憩

午後１時３７分再開

○議長（永田良夫君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君）　日程第１、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第２項の規定により、３番込山祐一委員並びに４番三橋美香委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告がございます。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　事務局から報告でございます。

議案に関する報告となります。

本日、農地法第３条の規定による許可申請の取下願の提出が１件あり、同日付で受理の通知をしましたので御報告いたします。

取下げの理由は、譲渡人死亡のためとのことでございます。

このことにより、議案書３ページ、議案第１号の申請番号３につきましては、削除となります。

事務局からの報告は以上となります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君）　日程第３、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号１、２、議席番号２番、16番委員より調査報告を願います。

２番。

○２番（寺門　博君）　番号１、２は譲受人が同一申請者なので、一緒に続けて発表させていただきたいと思います。

まず、番号１につきまして、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、譲受人と代理人の立会いの上で現地を調査いたしました。申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線小原滝川交差点から、池野辺方面へ３キロメートル入った道路沿いにありました。譲受人事由は、農業経営の規模拡大とのことでした。

また、譲渡人事由は、耕作することが難しいためとのことですが、相続放棄のため、裁判所より相続財産清算人が選任されており、今回の譲渡人となったものです。

申請地は、田畑合わせて25筆、農地の場所は、確認が不明確なところが数か所ありました。

また、隣接地との境界の不明確なところも数か所あり、確認に苦慮した次第でございます。位置図等も提出されておりますが、確認事項が書面だけで、将来的に隣接地とのトラブルになり得るように見受けられました。

また、この許可申請には、申請地での利用計画書が提出されていますが、令和７年10月に、新規就農により取得した農地３筆、26アールについて、作付完了報告書が未提出に関する理由書や、事業計画書が提出されていますが、令和８年１月現在、昨年の現地調査時のまま手つかずの状態で、農地を適正かつ効率的に利用すると言いつつ、準備段階であり、栗の苗木も購入予定で、まだ手元にないとのことでした。農業経営の規模拡大よりも、昨年に取得した農地の管理、作付が優先されると思います。

許可基準における農地の全部効率利用要件に伴わず、適正とは認められませんでした。

今回は、許可保留と判断いたしましたので、よろしく審議のほど、お願いいたします。

続けて、番号２について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査員２名、譲受人とその代理人の立会いの上、現地調査をしてまいりました。申請人、申請地等は、議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線小原滝川交差点から、池野辺方面へ3.5キロメートル入ったところにありました。譲受人申請事由は、経営規模の拡大のためということです。譲渡人申請事由は、耕作することが難しいとのことです。

申請地は、田２筆で、番号１で調査した農地と隣接しており、譲受人も同一人物です。

先ほど説明した農地同様、全部効率利用要件に伴わず、適正とは認められませんでしたので、今回は許可保留と判断させていただきますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号４、５について、議席番号８番、17番委員より調査報告を願います。

８番。

○８番（大槁正義君）　番号４、５について、４と５は譲渡人が同一申請者のため、まとめて報告させていただきたいと思います。

１月26日、調査委員２名と譲受人が立ち会い、譲渡人については電話で確認しました。申請理由、申請内容、申請場所は議案書のとおりです。

番号４、５ともに、場所は、県道109号線沿いのセキスイハイムの工場近くの信号をＪＡ常陸笠間農機センターのほうに曲がり、南吉原集会所のほうに行った近くの田んぼでした。譲受人の申請事由は農業規模拡大のため、譲渡人の理由は譲受人の要望に応じるとのことです。権利関係は、売買による所有権移転です。譲受人は、隣接している田んぼを耕作し

ており、今回の所有権移転によって、農作業の効率も上がるとのことでした。

機械、労働力、技術、書類等もそろっており、特に問題ないと見てきました。よろしくご審議くださいますようお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号の６から12について、議席番号６番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○１３番（荻津修一郎君）　番号６、７について、調査の結果を報告いたします。

６と７は同じ申請人なので、まとめて報告します。

１月26日、指名調査委員２名、申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、県道大洗友部線沿いのＪＲ常磐線のトンネルから西へ200メートルほどのところにありました。譲受人の申請事由は、隣接する譲渡人の農地を耕作の利便のために申請地を取得したいということです。譲渡人の申請事由は、譲受人の要望に応じ譲渡するということです。

取得後の申請地の利用計画は、耕作を目的としたものであり、所有権の移転であります。

機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続きまして、番号８について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線沿いの野田沢池から東へ200メートルほどのところにありました。譲受人の申請事由は、農業規模拡大のために申請地を取得したいということであります。譲渡人の申請事由は、本業が多忙で耕作ができないために、相手の要望に応じ譲渡するということです。

取得後の申請地の利用計画は、耕作を目的としたものであり、所有権の移転であります。

機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号９と10につきまして、調査の結果を報告いたします。

番号９と10は隣接した場所になりますので、まとめて報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名、譲受人と譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、国道355号線、ヤマト運輸笠間平町営業所から東へ400メートル

ぐらいのところにありました。譲受人の申請事由は、規模を拡大して収量を上げたいために、申請地を取得したいということであります。譲渡人の申請事由は、病気で耕作が困難なために、相手の要望に応じ譲渡するということです。

取得後の申請地の利用計画は、耕作を目的とした所有権の移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　６番。

○６番（鶴田英樹君）　番号11について、調査の結果を御報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線随分附の信号を東に200メートル進んだところを右折し、250メートルほどのところにありました。譲受人申請事由は、自作地に隣接しており、耕作に便利なため譲り受けるとのことです。譲渡人は、遠方に住んでいるため、耕作ができないとのことです。

現状、この農地は耕作放棄地で、篠が生えている状況ですが、篠を開墾し、花苗の育苗場所にするそうです。権利関係は贈与となります。

また、機械、労働力、技術等も問題ないと見てまいりました。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号12について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、先ほどの11番の南側の水田になります。譲受人申請理由は、貸借にて耕作していた水田を譲り受けるとのことです。譲渡人は、遠方に住んでいるため、耕作していた方に譲渡するとのことです。権利関係は贈与となります。

また、機械、労働力、技術等も問題ないと思われます。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号13について、議席番号１番、５番委員より調査報告を願います。

１番。

○１番（深谷　聡君）　番号13につきまして、調査の結果を報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名と譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋グラウンド入口を南に10メートル進んだところにありました。譲受人の申請事由は、営農型太陽光発電設備の設置に係る地上権の設定です。譲渡人の申請事由も同じです。

今回、更新に当たって、許可期間が過ぎてからの申請だったので、始末書が出されています。

現在、サカキを栽培しており、労働力、技術等も適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号14、15について、議席番号４番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○１５番（園部孝男君）　番号14について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、推進委員１名、譲受人立会いの上、現地調査を行ってきました。申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。

申請場所につきましては、国道355号線から、六所神社の参道に向かって200メートル入った左側の農地２筆になります。申請事由ですけれども、譲受人は、譲渡人である姉から購入してほしいと要請されたためです。譲渡人は県外にお住まいで、申請地はこれまでも譲受人が管理をしていた土地でございます。

申請地は、現在、栗が栽培されております。

この申請につきましては、耕作を目的とした売買であって、現在も栗が栽培されており、機械、労働力、技術等は問題ないと思います。

関係書類も完備しておりますので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議お願いします。

続きまして、番号15について、調査結果を報告いたします。１月23日、指名調査委員２名、推進委員１名、借受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書のとおりでございます。

申請場所は、国道355号線から県道南指原岩間停車場線を西に３キロメートルほど行った南側の農地７筆、合わせて5,750平方メートルになります。申請事由につきましては、農業経営を親から子へ引き継ぐためのものでございます。申請地は、全て栗が栽培されておりました。

この申請につきましては、耕作を目的とした使用貸借権の設定でございまして、機械、労働力、技術等、これまでも栽培しておりますので、何ら問題ないと思います。

関係書類も完備しておりますので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議をお願

いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号16について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○１０番（菅谷賢一君）　番号16について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員、譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所前交差点を南に向かって１キロメートルぐらい行ったところの右側の土地です。譲受人の申請理由は、譲渡人である祖母より土地を譲り受け、新規就農をするためです。譲渡人は、高齢により耕作が難しくなったため、譲受人である孫に譲渡するとのことです。

農業従事者は２人で、当該農地において約３年間、自家消費の野菜栽培を行ってきた実績があります。農機具は、譲渡人宅の倉庫に保管されている農機具を継続して使用し、状況に応じて必要となる農機具を購入するとのことです。

申請地の作物は、栗と柿の栽培及びニンニク、トマト等の自家消費野菜です。自然環境は良好であり、効率的に耕作ができるものと思われます。権利関係は贈与になります。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号４から16につきましては、第３条の許可ができない場合を示した農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君）　事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、番号１、２については保留とすることに、番号１、２を除く13件については原案のとおり決することに、賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第１号は、番号１、２については保留とすることに、番号１、２を除く13件については原案のとおり決することに決定いたしました。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君）　日程第４、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号１について、議席番号２番、16番委員より調査報告を願います。

16番。

○１６番（鈴木　明君）　番号１について、調査結果を報告いたします。

１月21日午後２時より、指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地の調査を行いました。

申請人、申請地は議案書のとおりで、申請場所は、国道50号線金井交差点から北へ、県道笠間緒川線を飯田ダム方向へ500メートルほど先の十字路を右折し、800メートルほど入った左側にありました。

申請人の転用理由なのですが、現在、居住している自宅から公衆用道路まで30メートルあるため、道路までの進入路を設けているが、公図上の進入路の間口が３メートル未満であり、このままでは将来、建物を建築する場合、建築基準法の要件を満たさなくなるため、今回４条の申請をし、進入路の間口を確保したいそうです。

現況は、既に３メートル以上に広げて、進入路として使用している状況です。その経緯は、30年ほど前に先代が自己資金にて造成、施工してしまったそうです。

隣接地の影響は、30年前に造成してから現在まで、隣接地からの苦情もなく現在に至っており、今後も近隣の日照、通風、耕作に影響はないと思われます。

申請地は、申請人の所有地で、農地転用申請に当たり、農地法の許可なく宅地の進入路として現在に至っており、始末書とその他書類も添付されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号２、３及び４について、議席番号６番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○１３番（荻津修一郎君）　番号２につきまして、調査の結果を報告します。

１月26日に指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請地につきましては、笠間市立宍戸小学校から南西に300メートルぐらいのところにありました。

転用目的は、鳩舎の建築であり、近隣へのトラブル防止及び環境保護の観点から、自宅前の土地を選定したということです。周辺は住宅が多いですが、農地への影響はないものと考えます。本件は、既に鳩舎が建築されており、今後も利用していくための是正申請であり、始末書が提出されています。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いします。

続きまして、番号３について、調査の結果を報告します。

１月26日に、指名調査委員２名、譲受人、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地については、議案書のとおりです。

申請地については、笠間市立宍戸小学校から南西に300メートルぐらいのところにあります。転用事由の詳細は、既に建築されている住宅の一部が農地に越境していたので是正申請をするとのことです。

隣接状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は道路であり、隣接地への日照、通風、耕作への影響はありません。

排水計画は、雨水は敷地内浸透処理、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　６番。

○６番（鶴田英樹君）　番号４番について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号線住吉交差点を西に200メートルほどのところにありました。

この申請は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新申請になります。

また、この申請に当たり、更新の時期を超過しての申請となったことの始末書が添付されております。

申請地の状況ですが、太陽光の下に栗が栽培されており、草刈り等も実施されておりました。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号５について、議席番号１番、５番委員より調査報告を願います。

１番。

○１番（深谷　聡君）　番号５について、調査の結果を報告します。

１月26日、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、メモリアルホール浄土会館を南に200メートルのところにありました。申請事由は、現在の宅地部分について、農地法の許可を受けておらず、登記地目が農地のままになっており、今回是正申請をするとのことです。農地法に違反していたため、始末書も提出されています。

近隣の状況は、東側、市道、西側、山林、南側、宅地、北側、雑種地。隣接への日照、通風、耕作に影響はありません。

取水は、公共上水道に接続し給水、排水計画は、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流、雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号６について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○１０番（菅谷賢一君）　番号６について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員と申請人及び申請人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所前交差点を南に向かい、１キロメートルぐらい行ったところの右側の土地です。申請理由は、住宅敷地の隣接地に土留めブロック及びプレハブ物置等を設置してしまったため、農地法違反状態を解消することです。

取水及び汚水、雑排水はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

なお、土留めブロックの設置及びガレージやプレハブ物置の設置について、始末書が添付されております。

その他関係書類についても完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号１、４につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と判断されます。

番号６につきましては、用途地域内にある農地のため、第３種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第２種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君）　事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君）　挙手全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり決定いたしました。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君）　日程第５、議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号１、２及び３について、議席番号７番、14番委員より調査報告を願います。

７番。

○７番（飛田　稔君）　番号１について、報告いたします。

１月24日、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。申請地、申請目的等について、議案書に記載のとおりです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

申請地は、笠間駅から稲荷町方面へ800メートルほど進み、笠間簡易裁判所のところを右折し、50メートル先を左折して、突き当たりの右側です。申請人は、妻の実家がある笠間市で希望の土地を探していたところ、住宅メーカーから紹介された申請地で決めたそうです。

隣接地の東側、西側、南側、北側、宅地です。日照、通風、耕作等について、影響はないです。

汚水、雑排水は公共下水道です。雨水排水は敷地内浸透処理です。

その他関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、番号２について報告いたします。

１月24日、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地調査いたしました。申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、光照寺から西に300メートルほど進み右折し、突き当たりの場所です。賃借人は、手狭な資材を置く場所を探していたところ、賃貸人と合意し、本申請に及びました。申請地と隣接地との境界のくいは、確認いたしました。

北側、畑、東側、水路、南側、道路、西側、道路です。

整地等の工事前に近隣住民に説明するとのことです。

汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内浸透処理です。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

続きまして、番号３について報告いたします。

１月24日、指名調査委員２名で現地調査しました。申請人、代理人とは日程が合わず、電話での対応となりました。申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請場所は､笠間高校北交差点を西に300メートルほど進んだ左側の場所です｡譲受人は、太陽光パネル設置に伴い、日照条件等に最適な場所であるため、事業化したいとのことです。譲渡人は、休耕地で利用計画のない土地の有効利用を図るため、相手側の要望に応じるとのことです。権利関係は、売買による所有権移転です。

隣接状況は、東側、南側、水路、西側、北側、休耕地です。太陽光パネルの高さは1.5メートル程度で、周辺農地への日照、通風に影響ないです｡雨水排水は敷地内浸透処理です。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号４について、議席番号２番、16番委員より調査報告を願います。

２番。

○２番（寺門　博君）　番号４につきまして、調査の結果を報告いたします。

１月21日、指名調査委員２名、代理人立ち合いの上で現地の調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等については議案書のとおりです。

申請地は、国道50号線金井交差点より、県道笠間緒川線を城里方面へ２キロメートルほど進んだ福崎観音を入ったところにありました。譲受人事由は、申請地の隣地において、地域住民の要望により行う地域貢献事業において、道路、水路の拡幅整備を行い、笠間市に譲り渡しする申請が行われましたが、譲渡地の範囲に誤りがあり、譲受人が該当申請地を取得した後、笠間市に帰属するための是正申請とのことです。譲渡人事由は、要望に応え、申請地を売り渡すとのことです。権利関係は売買で、自己資金だそうです。

申請地は、東に水路、西側に道路、南側に田んぼ、北側に水路で、隣接地への環境への

影響はないものと見てまいりました。

経緯書、始末書等の提出もされております。

関係書類も完備されており、許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号５について、議席番号８番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○１７番（稲野邉茂生君）　番号５につきまして、調査の結果を報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名と譲受人、譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線笠間西工業団地の信号の次の福原入口の信号の南側、稲田川とＪＲ水戸線の間にある農地です。

稲田川にある土地改良区で管理しているラバーダムに、土砂が堆積しており、それを救い上げた後の仮置き場として使用したいということでございます。

現地を見ますと、堰からずっと上流まで土砂が堆積をしていましたが、ラバーダムの上下10メートルが、土地改良区で土を処理しなければならないということで、今回の申請になったようです。申請地は、ちょうど稲田川と水戸線の間、土地改良はしていない場所に当たります。土砂が堆積しており、堰の貯水量が減少していたため、早急に対応する必要があったので、既に工事は完了しており、始末書が添付されております。

これについては、関係書類等につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号６から11について、議席番号６番、13番委員より調査報告を願います。

13番。

○１３番（荻津修一郎君）　番号６について、調査の結果を説明いたします。

１月26日、指名調査委員２名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線沿い、セレモニーホール諏訪から東へ200メートル行ったところです。譲受人の申請事由は、現在住んでいるアパートが手狭であり、利便性のいい土地を探していたところ、申請地を紹介され、申請に至りました。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応じるということです。契約の内容は売買であり、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は畑、南は宅地、西は道路、北は畑となっており、隣接地への日

照、通風、耕作等への影響はないものと見てまいりました。

取水計画は、市の上水道を接続して使用します。排水計画は、汚水、雑排水については、合併浄化槽で処理した後、側溝へ排水します。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号７について、調査の結果を報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市立宍戸小学校より南東に300メートルぐらいのところにありました。譲受人の申請事由は、現在、共同住宅に暮らしていますが、手狭になってきたので、自己住宅を建築するためということです。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応じるとのことです。契約の内容は売買であり、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は宅地、南は畑、西は畑、北は市道となっており、隣接地への日照、通風、耕作への影響はないものと見てまいりました。

取水計画については、市の上水道を接続して使用します。排水計画は、汚水、雑排水については、市の公共下水道へ接続して排水します。雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号８について、調査の結果を発表したいと思います。

１月26日に、指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ常磐線沿い、ともべ保育園より西に300メートルぐらいのところにありました。譲受人の申請事由は、太陽光発電施設を設置するにあたり、日照量、既存電柱の利用、整地費の面などから適地と判断し、購入することとなったということです。譲渡人の申請事由は、耕作予定がないので、事業に協力するということだそうです。契約の内容は売買であり、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は畑、南は太陽光発電施設、西は畑、北は住宅となっており、隣接地への日照、通風、耕作への影響はないものと見てまいりました。

雨水については、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号９について、調査の結果を発表いたします。

１月26日に、指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については議案書のとおりです。

申請地は、国道355号線の宍戸橋から東へ100メートルぐらい行ったところにありました。

譲受人の申請事由は、平成30年に本件申請地を購入し、所有権を移転登記するはずであったが、売主の協力が得られず、その後、売主の相続人が相続放棄をして、令和７年に売主につき、相続財産清算人が選任されたものであるということです。譲渡人の申請事由は、売買が適法に成立しているため、売主の債務を履行する必要があるとのことです。契約の内容は売買であり、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は川、南側は宅地、西側、宅地、北側は川となっており、隣接地への日照、通風、耕作への影響はないものと見てまいりました。

排水計画は、雨水については、砕石敷きにより場内浸透処理を行うということです。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　６番。

○６番（鶴田英樹君）　番号10について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名、譲渡人立会いの下、現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道52号線笠間市環境センター入口の信号の西側20メートルほどのところにありました。譲受人申請事由は、環境保全に寄与するため、太陽光発電施設を建設するとのことです。譲渡人は、耕作をしていないため、要望に応じるとのことです。

申請地の南側、北側とも水田で、耕作放棄地になっておりますが、西側に水路があるため、水路に影響がないように建設するよう伝えておきました。権利関係は賃貸借となります。

取水、汚水、雑排水の排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続いて、番号11について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名にて現地を調査してまいりました。代理人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、長兎路の二所神社を北側に200メートルほど行ったところにありました。譲受人申請事由は、家族３人と親と同居しているが、子供も大きくなり、親の家も手狭になったため、自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は、要望に応じ譲り渡すとのことです。権利関係は、売買による所有権移転です。

隣接地の状況は、東側、畑、西側、道路、南側、北側、畑となります。日照、通風等に関しては、問題ないと見てまいりました。

取水は市上水道、汚水、雑排水は集落排水に接続、雨水は敷地内浸透処理となります。

また、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号12、13及び14について、議席番号１番、５番委員より調査報告を願います。

１番。

○１番（深谷　聡君）　番号12について、調査の結果を報告いたします。

１月26日に、指名調査委員２名と代理人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は､さくら幼稚園を西へ100メートル進んだところにありました｡譲受人の事由は、太陽光発電設備の設置のためです。譲渡人の事由は、休耕中で利用計画のない土地の有効利用を図るためです。権利関係は売買による所有権の移転です。

隣接状況は、西側、道路、東側、畑、南側、畑、北側、道路です。隣接地への影響は、太陽光パネルの高さは1.5メートル程度で、フェンスは網状であり、日照、通風に影響はありません。

取水、排水はなし、雨水については敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いします。

続きまして、番号13について、調査の結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員２名にて現地調査を行いました。代理人とは電話にて確認しております。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、Ｓｅｒｉａ友部店の北側10メートルのところにありました｡譲受人の事由は、母親と住む住宅を便利な場所で建てたいと思い、探していたところ、申請地を紹介されて決意したとのこと。譲渡人の事由は、分譲計画が決まっており、今回購入してくれる方が決まったからです。売買による所有権の移転です。

隣接状況は、東側、雑種地、西側、雑種地、南側、道路、北側、宅地。隣接地への日照、通風、耕作には影響ありません。

取水計画は、公共上水道に接続し、汚水、雑排水は公共下水道です。雨水につきましては、敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いします。

続きまして、番号14について、調査の結果を報告いたします。

１月26日に、指名調査委員と譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋グラウンド入口を南に10メートル進んだところにありました。譲受人の

申請事由は、営農型太陽光発電設備の継続使用のためです。譲渡人の申請事由は、要望に応じるとのことです。今回、更新に当たって、許可期間が過ぎてからの申請だったので、始末書が出されています。

近隣の状況は、東側、水路、西側、道路、南側、畑、北側、道路です。パネルの斜度は20度であることから、隣接地の通風、日照に影響はありません。

取水、排水はなしで、雨水については敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号15、16について、議席番号４番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○１５番（園部孝男君）　番号15について、調査結果を報告いたします。

１月23日、指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。申請人、申請地、申請目的につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、ＪＲ岩間駅から県道30号線を水戸方面に向かい、スーパー辰己屋の次の信号を左折し、500メートルほど入ったところを左折した右側になります。譲渡人の申請事由ですけれども、現在は市外在住で、当該土地につきましては長年耕作しておらず、譲受人より要望があったため、譲渡したいということでした。

なお、この土地につきましては、平成18年頃から砂利が敷かれており、始末書が添付されています。

譲受人の申請事由につきましては、現在は実家に在住しているが、この土地を購入して自己住宅を建てたいということです。権利関係は売買による所有権移転です。

隣接地につきましては、東が宅地、西と北が農地、南が道路となってございます。

取水につきましては、公共上水道、排水につきましては、公共下水道、雨水が敷地内浸透処理。盛土はいたしません。

日照、通風等、隣接地への影響は、ないものと見てまいりました。

関係書類について完備してございますので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いします。

続きまして、番号16について報告いたします。

１月23日、指名調査委員２名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、先ほどの番号15の土地から南側へ約200メートル行ったところになります。譲渡人の申請事由ですけれども、譲受人からの要望によるものです。譲受人につきましては、自己住宅建築のためということです。権利関係は売買による所有権移転です。

隣接地につきましては、東、西、南が宅地、北側が道路になってございます。

取水につきましては、公共上水道、排水につきましては、公共下水道、雨水につきましては、敷地内浸透処理。盛土はいたしません。

日照、通風等、隣接地への影響はないものと見てまいりました。関係書類についても完備しておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号17、18について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○１０番（菅谷賢一君）　番号17について、調査結果を報告いたします。

１月25日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、レストランさんてすの交差点を西に1.4キロメートルぐらい行き、丁字路を右折して300メートルぐらい行ったところの左側の土地です。譲受人の申請事由は、農業用倉庫の建設です。譲渡人の申請事由は、相手の要望に応じるとのことです。

取水及び排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

なお、この土地は、譲受人の自宅に隣接し、利便性に優れていることから、譲渡人より土地の一部を借りて、農地法の許可を得ずに簡易パイプハウスを設置していたため、始末書が添付されております。

権利関係は売買になります。

よって、調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、番号18について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線沿いのレストランさんてす前の交差点を、石岡方面に約350メートル行った右側の土地です。譲受人は、自動車や重機の販売業を営んでおりますが、取扱い車両の増加に伴い、車両の安全な保管場所の確保が申請事由です。譲渡人は、相手の要望に応じるということです。

取水、排水はありません。雨水は敷地内浸透処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響もありません。敷地全体に砂利を敷き、保安対策として、境界部分にはネットフェンスを設置するとのことです。

権利関係は売買になります。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号19、20及び21について、議席番号３番、12番委員より調査報告を願います。

３番。

○３番（込山祐一君）　番号19から21まで、続けて報告させていただきます。

まず、番号19につきまして、調査の結果を説明いたします。

１月22日９時より、指名調査委員２名と譲受人と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道水戸岩間線沿いにある丁字路を水戸方面へ300メートルほど行き、左に100メートルほど行った右側の畑です。

譲受人の申請事由は、栗の生産と加工販売しておりますが、一時的に車の大渋滞が発生し、事故等もあり、地域の交通安全と渋滞解消を図るため、駐車場を引き続き利用したいとのことです。譲渡人の事由は、強く要望されたので、提供するとのことでした。権利移転の内容は売買です。

隣接地への影響ですが、東側、畑と宅地、西側、宅地、南側、道路、北側が畑。耕作地への影響はないと思われます。

そのほか、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号20につきまして、調査の結果を御説明いたします。

１月22日10時30分より、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道石岡城里線上にあります安居交差点を石岡方面へ150メートルほど行ったところに左に入る農道があり、その農道を800メートルほど行った左側の休耕地です。譲受人の申請事由は、利用されていない土地を利用して太陽光発電施設を設置したいとのことです。譲渡人の事由は、所有している土地を利用しておらず、維持管理が大変なためでした。権利移転の内容は売買です。

隣接への影響ですが、東側、道路、西側、道路、南と北が太陽光発電施設です。農地への影響はありません。

その他、境界杭の確認、保守点検用の駐車場設置なども計画されており、その他の関係書類も完備しているため、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号21につきまして、調査の結果を説明いたします。

１月22日10時より、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりまし

た。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道石岡城里線上にある狙倉交差点を石岡方面へ150メートルほど行った右側の休耕地です。譲受人の申請事由は。再生可能エネルギー由来の電気を求めている需要家に電気を供給するための太陽光発電施設用地を必要としているためです。譲渡人の事由ですが、休耕地の有効利用を図るため、相手の要望に応えたということです。権利の移転の内容は売買です。

隣接地への影響ですが、東側、道路、西側、宅地、南側、申請者所有の畑、北側が宅地で、農地への影響はありません。境界ぐいの確認もできており、点検用の駐車場も設置するとのことでした。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号４、11、14及び19につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と判断されます。

番号１、15及び16につきましては、用途地域内にある農地のため、第３種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第２種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君）　お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君）　挙手全員であります。よって、議案第３号は原案のとおり決定いたしました。

議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君）　日程第６、議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局（島田耕一君）　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が１件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が１件となります。合計３筆、3,786平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君）　お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　異議なしと認め、議案第４号（機構・受け手間契約）は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局（島田耕一君）　議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページから21ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利

用権の設定が15件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が１件、賃貸借権の設定が14件となります。合計21筆、２万9,680平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書16ページから21ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君）　お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　異議なしと認め、議案第４号（一括契約）は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩とします。

午後２時５５分休憩

午後２時５６分再開

○議長（永田良夫君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第５号　令和８年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

○議長（永田良夫君）　日程第７、議案第５号　令和８年度笠間市農作業受委託等標準額（案）についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　事務局より報告いたします。

本日、午後12時30分から運営委員会を開催いたしました。

茨城県の最低賃金、それから近隣市町の農作業受委託額の差などを中心に御審議いただきました。

その結果、昨年から変更になったところは、朱書きで表記してございます。

まず左側、区分、機械作業の場合では、水田耕起が令和７年度額からプラス300円、畑耕起がプラス300円、代かきプラス400円、水稲刈取り、乾燥、籾摺り、調整がプラス1,100円、

刈取りのみが2,000円、畦塗りがプラス５円と、それぞれ値上げをしております。

また、次の区分、人力作業の場合の三つの作業につきましては、令和７年度までは８時間の単位を設定しておりましたが、短時間委託等も考慮して、１時間単位の受委託額として表記するよう変更を加えております。

その次の区分、請負の場合では、籾摺りが30キロ表記だったものを60キロに変更し、プラス480円、水稲育苗がプラス73円とし、摘要欄に配送料別と表記しております。

そのほか、燃料、電気料金等につきましては、国の補助があったり、免税軽油を利用している方とそうでない方、大型機械での作業効率化などにより、一律に上乗せすることができないことなどを考慮し、当事者間で協議、調整していただくことといたしました。

また、標準額につきましては、あくまでも参考額であること、圃場の条件や距離、燃料代、電気代等により、標準額で作業を行うことが難しい場合につきましては、当事者間で調整していただくことを強調して表示するように変更してございます。

運営委員会の結果は、以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君）　事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　直ちにお諮りいたします。

議案第５号　令和８年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君）　異議なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩といたします。

午後３時０２分休憩

午後３時０６分再開

○議長（永田良夫君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

報告第１号　農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君）　日程第８、報告第１号　農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について、番号１について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○１１番（青木勝照君）　番号１について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員と申請人の代理人である笠間市建設課職員２名の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線沿いのレストランさんてす前の交差点を石岡方面に約300メートル進んだところにある持丸自動車のすぐ先を左折して、東に向かう200メートルの道路です。

届出事由は、道路拡幅に伴う転用です。工事着工は、令和８年度の予定です。道路拡幅に当たり、６人の地権者、９筆の土地の権利移動の承認を得ています。

以上の調査結果から、制限除外することに問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

以上で、報告第１号　農地法第５条制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

○議長（永田良夫君）　日程第９、報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋　猛君）　報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、24ページになります。

番号１は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号２は、耕作者が自作するため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君）　以上で、報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知についてを終わります。

報告第３号　農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君）　日程第10、報告第３号　農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号１について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○１１番（青木勝照君）　番号１について、調査結果を報告いたします。

１月26日、指名調査委員と申請人の代理人である笠間市建設課職員２名の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所前交差点を南に約600メートル行った右側の土地です。届出事由は、低地解消をし、栗の作付を行うことです。埋立用の土は、笠間市内の建設発生土です。土質は従前の作土と同等程度です。盛土の計画高は75センチメートルで、埋立土の作付面積は486平方メートルです。埋立後の作付計画は、栗の栽培です。

以上の調査結果から、農地改良することに問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

以上で、報告第３号　農地改良工事事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第４号　農地改良行為事業完了届に対する調査結果報告について

○議長（永田良夫君）　日程第第11、報告第４号　農地改良行為事業完了届に対する調査結果報告についてを議題といたします。

番号１、２について、議席番号８番、17番委員より調査報告を願います。

８番。

○８番（大槁正義君）　番号１と２について報告します。

１月26日、調査委員２名と笠間市建設課の職員立会いの下、現地を調査してきました。

場所は、県道109号線沿いのカントリークラブザ・レイクスからを南吉原方面に行った道路沿いの農地でした。

１、２ともに計画書どおり盛土がされており、湿田解消、田畑転換の事業を完了していました。転換後は、自家消費の野菜を栽培するとのことです。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

番号３について、議席番号３番、12番委員より調査報告を願います。

３番。

○３番（込山祐一君）　番号３につきまして、調査の結果を報告いたします。

１月22日、９時30分より、指名調査委員２名と届出人立会いの下、現地を調査してまいりました。

届出地につきましては、届出どおり改良行為が完了されておりましたが、１か所、２メートル四方の穴が掘ってあり、栗の剪定した枝を処分するために掘ってしまったとのことでした。栗苗を植え付ける予定ですので、その前に埋め戻す約束をさせていただきました

ので、報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君）　御苦労さまでした。

以上で、報告第４号　農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君）　以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和８年第１回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後３時１２分閉会

会議規則第１５条の規定により署名する

議　　長

３番　委　員

４番　委　員